

オンタリオ州控訴裁判所

判例引用: R. v. ダディ, 2019 ONCA 665

日付: 2019 年 8 月 22 日

事件番号: C64147

裁判官: ワット判事、トロッター判事、パチオッコ判事

【事件名】

カナダ女王陛下

被上訴人

対

ルシード・マルティン・ダディ

上訴人

上訴人代理人: マーク・ハーフヤード

被上訴人代理人: アーロン・シャクター

審理日: 2019 年 3 月 21 日

上訴審: 2017 年 6 月 14 日にオンタリオ州裁判所のジョージ・S・ゲージ判事により言い渡された有罪判決に対する上訴 (理由は 2017 ONCJ 398 に掲載)

パチオッコ判事による意見:

【概要】

[1] ルシード・ダディの逮捕時、有色人種である彼に対して、逮捕を担当した警察官が無線で同僚警官に「ブラウン系の麻薬売人」について言及する発言を行った。ダディ氏は、この発言およびその周囲の状況に基づき、レイシャルプロファイリングを受けた結果として、カナダ権利自由憲章第 9 条に反する恣意的な拘束を受けたと主張した。この発言は明らかに第一審裁判官を困惑させたが、裁判官は恣意的な拘束が行われたとは認めなかった。裁判官の見解では、この発言と逮捕理由との間に関連性は存在しなかった。

[2] しかしながら、第一審裁判官は別の根拠に基づき第9条違反を認定した。裁判官は、ダディ氏が誓約違反で逮捕されたことが拙速かつ不合理であると判断した。逮捕を担当した警察官は、ダディ氏が携帯電話を使用しているのを目撃したが、ダディ氏に対する携帯電話所持禁止の誓約条件が依然として有効かどうかを確認する手段と理由があったにもかかわらず、確認せずにその条件に基づいて逮捕を強行した。実際には、この条件はすでに変更されており、ダディ氏は携帯電話を所持することが禁止されていなかった。

[3] 違反が認定されたにもかかわらず、第一審裁判官は、ダディ氏の車両から発見された麻薬の証拠を排除することを拒否した。この証拠の採用が司法制度の信用を失墜させるものではないと判断したためである。

[4] 以下の理由により、私はダディ氏の上訴を認めるべきであると考えます。第一審裁判官は、ダディ氏のレイシャルプロファイリングの主張を適切に評価せず誤った判断を下した。また、違法逮捕に付随する捜索が憲章第8条に適合すると認定したこと、および憲章第24条第2項に基づく分析においても誤りがあった。

[5] よって、私は上訴を認め、ダディ氏のコカイン所持およびそれに関連する誓約違反に関する有罪判決を取り消すべきであると判断する。

【事実の概要】

[6] 2014年9月16日、ハミルトン警察署のジェームズ・クレイトン巡査は、麻薬捜査に関連して覆面監視活動を行っていた。監視チームが注目していた車両の一つは、白人男性が運転する青いBMWであった。

[7] 夕方遅く、クレイトン巡査はその記述に一致する車両、同じ色とモデルのBMWを発見し、ルシード・ダディが運転しているのを目撃した。クレイトン巡査は、非公用車で追跡を続けた。

[8] 当時、クレイトン巡査は同僚の監視担当官、ダリル・オースターホフ巡査と無線で連絡を取り合っていた。ダディ氏の裁判で証拠として提出された無線通信記録は、その後の出来事の重要な記録となっている。

[9] クレイトン巡査はダディ氏を追跡中、オースターホフ巡査に対して、元々のターゲット車両のナンバープレートを確認するよう依頼した。その後、ダディ氏は商業施設の駐車場に車を停めた。クレイトン巡査も観察を続けるため同じ駐車場に入った。

[10] 元のターゲット車両のナンバープレート確認を依頼してから1分以内に、クレイトン巡査は目撃した車両が白人の容疑者ではなく、黒人男性によって運転されていることに気付いた。彼は無線で「無視してくれ。間違った人物だ。」と言い、ナンバープレート確認の依頼を取り消した。

[11] その約 30 秒後、クレイトン巡査はオースターホフ巡査に対して、ダディ氏の BMW のナンバープレートを確認するよう依頼した。彼は次のように説明した。

「青い BMW を確認したが、中年の黒人男性が運転している。彼は誰かを探しているようで、周囲を走り回っている。このプラザのモンタナズの近くに駐車していて、私を鋭い目つきで睨んでいた。注意を払うことにする。」

[12] クレイトン巡査は主尋問において、ダディ氏に対する関心を抱いた理由として「鋭い目つきで睨んでいた (mean mugging)」という表現は使用しなかった。彼は、駐車場に他の車両が存在しない状況で、ダディ氏が自身の車両の前を通過したと証言した。反対尋問では、クレイトン巡査は、ダディ氏が反監視活動を行っていると考えたと述べた。

[13] クレイトン巡査がダディ氏に対して関心を示したことを知らされた後、オースターホフ巡査は「ナンバープレートを確認するか？」と尋ねた。クレイトン巡査は「ぜひ頼む」と応答した。

[14] その約 2 分後、クレイトン巡査はダディ氏が車両を降りて「多く歩き回り、待機している」と報告した。

[15] さらに約 1 分後、クレイトン巡査は「そのナンバープレートの結果はどうだ、ダリル？」と尋ねた。

[16] オースターホフ巡査は次のように応答した。

「時間がかかっているのは、重要な情報だからだ。[記録係が]ファイルから追加の条件を引き出している。ルシード・ダディ、1988 年生まれ。我々との関わりで誓約違反 2 件および[麻薬取引目的の所持]の容疑がある。条件には、犯罪歴のある者との接触禁止、午後 9 時の外出禁止、麻薬禁止、携帯電話または通信機器、ポケットベルの所持禁止などが含まれている。」【強調追加】

[17] 実際には、クレイトン巡査はダディ氏の条件がすべて確認されるのを待たなかった。彼は「こいつが携帯電話を使っている、すぐにここに来てくれ」と応答した。そしてオースターホフ巡査に「車内で彼を確保しろ」と指示した。

[18] ダディ氏の裁判中、クレイトン巡査は、他の警察官に対して容疑者の詳細な説明を提供することの重要性を認め、ダディ氏が車外にいた際には彼を十分に確認する機会があったと述べた。しかし、無線で提供した唯一の説明は次のとおりであった。「彼は茶色い肌をしている。記録係から彼の特徴について何か情報はるか？彼はがっしりした体型だ。」【強調追加】

[19] その直後、クレイトン巡査はダディ氏が白いメルセデス SUV の後部座席に乗り込むのを目撃した。クレイトン巡査はオースターホフ巡査にその車両のナンバープレートを伝え、さらに次のように述べた。

「追跡はしない。彼は一周して自分の車に戻るだけだと思う。しかし、これは麻薬取引になるだろう。18時28分頃、彼が携帯でメッセージをいじっているのを確認したから、この男には十分な根拠がある。」

[20] 3～4分後、ダディ氏は徒歩で駐車場に戻った。第一審裁判官は、ダディ氏がクレイトン巡査を見つめ、BMWに乗り込み、走り去ったというクレイトン巡査の証言を認定した。

[21] クレイトン巡査は、非公用車でダディ氏を追跡し、BMWの動きを監視チームに無線で報告した。その際、「間違いなく麻薬取引だし、彼は確実に取引を終えた」とコメントした。

[22] ダディ氏の運転は、クレイトン巡査の判断、および第一審裁判官の認定によると、回避的なものであった。

[23] 追跡に加わったマイケル・オヘイガン巡査も無線で会話に参加し、元の監視対象者を指して「これが我々のターゲットか？」と尋ねた。

[24] クレイトン巡査は「いや、別のブラウン系の麻薬売人だ」と応答した（強調追加）。この発言は、ダディ氏がレイシャルプロファイリングの主張を裏付けるために依拠した重要な言葉である。

[25] 警察官が適切な位置に到達した際、交差点でBMWを囲んで停止させた。クレイトン巡査は最初に到着し、運転手に「ラシード・ダディか？」と尋ねた。ダディ氏はそれを認め、クレイトン巡査は彼を車から降ろして「携帯電話所持による誓約違反」の容疑で逮捕した。

[26] ダディ氏はすぐに「携帯電話所持禁止」の誓約条件が変更されたことを示した。その後、2012年6月1日付の司法仮釈放命令を提示し、1台の携帯電話の所持が許可されており、その番号はハミルトン警察のリード刑事に通知されるべきものであった。しかし、この命令を提示する前に、警察官はダディ氏が手に持っていた携帯電話以外に、車のセンターコンソールにもう1台の携帯電話を発見したため、逮捕を継続した。

[27] ダディ氏および車両内部は搜索された。警察官は裁判で、この令状なしの搜索は誓約違反の証拠を得るための逮捕に付随するものであり、麻薬搜索ではなかったと証言した。

[28] 車両の搜索中、オースターホフ巡査は後部座席の折りたたみ式アームレストの下に隠された収納スペースを発見した。その中に、開閉用の指穴がある隠しコンパートメントがあり、内部から497.32グラムのコカイン（路上価値28,000～35,000ドル）を発見した。

[29] その結果、ダディ氏は「麻薬取引目的のコカイン所持」および誓約違反2件（携帯電話所持違反および麻薬所持禁止違反）で起訴された。

【裁判と判決】

[30] 公判において、ダディ氏はカナダ権利自由憲章に基づく異議申し立てを行った。合意の上で、第一審裁判官は憲章に関する予備審理を別途行うことなく、通常の公判と併せて審理を進め、警察官の証言を繰り返す必要がないようにした。検察官側の立証が終了した時点で、裁判官は憲章に基づく主張に関する意見陳述を受け、その後、公判を継続した。本判決においては、憲章に基づく争点と公判の事実認定を分けて記載する。

A. カナダ権利自由憲章に基づく異議申し立て

[31] ダディ氏は、憲章第9条に反して恣意的に逮捕され、第8条に反して不合理な搜索を受けたと主張した。

[32] ダディ氏は、恣意的な逮捕の主張として2つの根拠を挙げた。

[33] 第一に、携帯電話所持禁止条件違反による逮捕が拙速であったと主張した。逮捕を担当した警察官は、電子ファイルに「他の司法仮釈放条件」が存在することを認識しており、それらの追加条件を確認すれば、ダディ氏がもはや携帯電話所持禁止の対象ではないことが判明する可能性があった。実際、誓約条件の変更により、ダディ氏の逮捕根拠とされた携帯電話所持禁止は解除されていた。したがって、逮捕の根拠となる条件が依然として有効かどうかを確認せずに逮捕を進めた判断は恣意的であったと主張した。

[34] 第二に、逮捕を担当した警察官がレイシャルプロファイリングを行い、恣意的な拘束からの自由に対する権利を侵害したと主張した。

[35] 第8条に関しては、警察官が形式的な理由を装って搜索を実施したと主張した。ダディ氏は、警察官の捜査の焦点が麻薬取引の疑いにあったと主張し、警察官は携帯電話所持禁止違反による逮捕に付随する搜索であると装いながら、実際には麻薬を搜索していたと述べた。

[36] 第一審裁判官は、ダディ氏の第9条に基づく最初の主張を認定した。

「すべての関係者が不完全であると知っていた情報に基づいて逮捕を進めたことは、恣意的であり、客観的に合理的ではない。この停止および逮捕は、ダディ氏の憲章第9条に基づく恣意的な拘束からの自由の権利の侵害である。」

[37] 混合審理における証言で、クレイトン巡査は、ダディ氏の捜査、逮捕、または搜索において人種が関与することはなかったと主張した。しかし、反対尋問でこの点について追及された。

Q: 先ほどおっしゃったことについてお聞きしますが、捜査において人種が関与していないという考えには驚いています。「別のブラウン系の麻薬売人」という発言について、それが示しているものがあるのではないのでしょうか？

A: もしそれが「私が人種差別主義者だ」と言いたいのであれば、私は人種差別主義者ではありません。人種はこの件には全く関係ありません。

[38] 再尋問が行われないことが確認された後、裁判官が補足質問を行った。

Q: 巡査、元のターゲットは黒人でしたか？

A: 白人男性でした。

Q: では、「別のブラウン系」というのはどういう意味だったのですか？

A: 別の麻薬売人という意味でした。彼がブラウン系の男性だったのでそう表現しましたが、人種を標的にした意図はありません。元々の捜査は白人男性が運転する青い BMW に関連する麻薬捜査でした。私の捜査は常に警察の情報と観察に基づくもので、人種によるものではありません。

Q: しかし、あなたは「別の麻薬売人」とは言わなかったですね？

A: その通りです。

[39] 憲章に基づく異議申し立てに関する弁論中、裁判官はレイシャルプロファイリングによる憲章違反が立証されたかどうかについて疑問を呈した。特に、問題となったクレイトン巡査の発言が逮捕の根拠が形成された後に行われたことに焦点を当てた。

裁判官: 私が指摘したいのは、その問題の発言をどのようにしてショッピングモールでの出来事に結び付けるのかが明確ではないということです。

[40] さらに議論が続いた後、裁判官は次のように述べた。

裁判官: この議論の問題点は、ショッピングモールでの観察後の出来事を無視している点です。もし巡査が「彼はブラウン系の肌で、以前に麻薬取引で起訴されたことがある。だから彼を追跡して、何をしているのか確認しよう」と考えていたなら、私は同意したかもしれませんが。しかし、警察官はそうしなかったのです。

[41] 裁判官は、判決の中でレイシャルプロファイリングに関する異議申し立てについて簡単に言及し、次のようにして却下した。

「『別のブラウン系の麻薬売人』という発言は、クレイトン巡査にとって良い印象を与えるものではありません。その表現を使用した理由についての彼の説明は説得力がありません。しかしながら、この発言は、彼がダディ氏を逮捕する根拠を正当と信じる情報を得た後、またダディ氏のショッピングモールでの行動に正当な関心を持った後に行われたものです。言い換えれば、この発言には人種的な考え方が含まれている可能性はあるものの、それが拙速または不適切な行動を引き起こすことはありませんでした。」

[42] 裁判官は第8条の違反も認定しなかった。しかし、控訴審では検察側がこれを誤りとして認めた。逮捕に付随する搜索権限を行使するには合法的な逮捕が必要であるが、第一審裁判官はダディ氏の逮捕が恣意的であったと認定した。このため、逮捕全体およびそれに付随する搜索も違法とされた。

[43] 裁判官は、ダディ氏が主張した第8条に基づく形式的な搜索（pretence search）について直接的に言及しなかったが、その主張を退けたことは明らかである。裁判官は憲章第24条第2項に基づく判断の中で、搜索は誓約違反による逮捕に付随して行われ、運転席から手の届く範囲および2台の携帯電話が存在した場所に限定されたと述べた。したがって、「運転手の手が届く範囲に他の携帯電話が存在するかどうかを確認するための車両内部の搜索は正当化される」と結論づけた。

[44] 裁判官は第9条の違反を認定したにもかかわらず、R. v. Grant, 2009 SCC 32, [2009] 2 S.C.R. 353に基づく要素を考慮し、車両内で発見された薬物を証拠として採用した。裁判官は、警察官がダディ氏の釈放条件の状況を「より深く調査」しなかったことは、憲章上の権利を回避するための意図的な行為ではなく、「重大性の低い過失または注意義務の欠如に近い」と判断した。また、違反の重大性は、ダディ氏が「道路交通法の目的」で停止された可能性や、使用していた携帯電話が修正された釈放条件に適合しているかを確認する目的で停止された可能性があることから軽減されるとした。さらに、車両内でのプライバシーの期待は「住居よりも低いレベルにある」と指摘し、「まとめると、Grant基準のいずれも証拠排除を支持するものではない」と結論づけた。

B. 公判

[45] 採用された証拠に基づき、裁判官はダディ氏が「麻薬取引目的のコカイン所持」および「その麻薬を所持することによる誓約違反」で有罪であると認定した。

[46] ダディ氏は「複数の携帯電話所持による誓約違反」の別件については無罪となった。これは、検察側が2台目の携帯電話がネットワークに接続され、通信機能を有していることを立証できなかったためである。

[47] ダディ氏の有罪判決は、弁護側の証拠が存在する中で下された。弁護側としてダディ氏自身および彼の兄弟であるアンソニー・リードが証言した。しかし、彼らが語った信じがたく、非現実的な話は裁判官の疑念を呼び起こすことはなかった。

[48] 要するに、兄弟は次のように証言した。ダディ氏が運転していた車両の名義はダディ氏であったが、実際の所有者および資金提供者はリード氏であった。ダディ氏は信用格付けが良好だったため、兄弟間の合意により名義を自身の名前にしたと説明した。

[49] リード氏は、2013年2月または3月に逮捕・収監される前に、車両に隠しボックスを設置して麻薬を隠していたと証言した。ダディ氏がその車両を使用していたものの、リード氏は

釈放された後もダディ氏に麻薬の存在を知らせなかった。リード氏は、釈放条件が緩和された後、自ら車両から3万ドル相当のコカインを回収するつもりだったと述べた。また、2014年9月にダディ氏が逮捕された後も名乗り出ず、2015年に「神を見つけた」ことで初めて名乗り出たと説明した。

[50] ダディ氏自身は、麻薬が車内にあることを知らされておらず、その存在を全く認識していなかったことを確認した。

[51] 検察側は、この明らかに信じがたい証言が退けられたのは必然であると主張しているが、裁判官が「証言が彼に不利に使用されない状況で初めて開示された」という事実に基づいてアンソニー・リード氏の証言を退けたことについては誤りを認めている。この譲歩は適切である。虚偽の証言をする動機（「虚偽の計画や利益を得る目的」など）が証明されていない限り、憲章第13条の保護下で証言していることを理由に証人の証言を信用できないとするのは法的誤りである（カナダ女王陛下 対 ジャバリアンハ，2001 SCC 75，[2001] S.C.R. 430，第26-27段落参照）。この事件にジャバリアンハ判例の例外が適用される証拠は存在しなかった。

[52] 検察側は、この誤りに対して治癒的規定（curative proviso）を適用するよう求めている。この要請は魅力的であるが、憲章に関連する上訴の問題をどのように解決するかという私の見解に基づけば、この点について判断する必要はない。

【争点】

[53] 上訴における争点は次のように簡潔に整理できる。

A. 裁判官は憲章第9条に基づくレイシャルプロファイリングの異議申し立てを誤って退けたか？

B. 裁判官は憲章第24条第2項に基づき麻薬の証拠を排除しなかったことに誤りがあったか？

【分析】

A. 裁判官はレイシャルプロファイリングの主張を退けたことに誤りがあった

(1) 「レイシャルプロファイリング」の意味

[54] レイシャルプロファイリングには2つの要素がある。(1) 態度的要素、(2) 因果関係の要素である。カナダ女王陛下 対 レ，2019 SCC 34，第76段落で、ブラウン判事およびマーティン判事は多数意見として次のように述べている。

「人種プロファイリングの概念は、主に警察の動機に関係している。それは、犯罪性や危険性に関する人種や人種的固定観念が、意識的または無意識的に、容疑者の選定や対象者の扱いに少しでも使用された場合に発生する」【引用省略】

[55] 態度的要素とは、警察官などの権限を持つ者が、犯罪を犯す傾向や危険性を特定する上で人種や人種的固定観念が関連すると受け入れることである（ピール地方警察サービス委員会 対 ピート, 2006 年, 2006 CanLII 37566 (ON CA), 第 90 段落参照、上訴棄却、[2007] S.C.C.A. No. 10）。因果関係の要素は、この人種に基づく思考が意識的または無意識的に因果的役割を果たすことを意味する。つまり、人種または人種的ステレオタイプが、権限を持つ者による容疑者の選定や対象者の扱いにおける意思決定において、いかなる程度でも動機または影響を与える必要がある。

[56] 判例の中には、レイシャルプロファイリングは、人種または人種的ステレオタイプ以外に容疑者の選定または対象者の扱いに合理的な根拠が存在しない場合にのみ発生することを示唆するものがある。言い換えれば、必要な法的基準（「合理的な疑い」または「合理的な根拠」）を満たす他の情報が存在する場合、たとえ人種や人種的ステレオタイプが容疑者の選定や対象者の扱いに寄与していたとしても、レイシャルプロファイリングは存在しないとされる。

[57] ケベック州（人権および青少年の権利委員会）対 ボンバルディア社（ボンバルディア航空宇宙訓練センター），2015 SCC 39, [2015] 2 S.C.R. 789, 第 33 段落には、ブラウン判事およびマーティン判事がレ判決の第 77 段落で引用した次のような記述がある。

「レイシャルプロファイリングとは、安全、治安または公共秩序の理由で、人種、肌の色、民族的または国籍的出身、宗教によって定義される集団への実際のまたは推定される所属に基づき、事実上の根拠や合理的な疑いなしに、個人または集団に対して権限を持つ者が取る行動であり、結果としてその個人または集団が差別的な扱いや監視の対象となることを指す。」【強調追加】

[58] 同様の記述は、カナダ女王陛下 対 ブラウン（2003 年），2003 CanLII 52142 (ON CA), 64 O.R. (3d) 161 (C.A.), 第 11 段落にも見られる。この記述を引用して、検察側は「憲章第 9 条違反としてレイシャルプロファイリングを主張するためには、停止に明確な理由がなかった可能性が高く、具体的には停止がその人物の肌の色に基づいていたことを示さなければならない」と主張している。

[59] しかし、これは法の正しい解釈ではない。レ判決の第 76 段落でブラウン判事およびマーティン判事が述べたように、レイシャルプロファイリングは「容疑者の選定または対象者の扱いにおいて、いかなる程度であれ人種または人種的ステレオタイプが使用された場合に発生する」【強調追加】。同様に、ピート判決の第 91 段落において、ドハーティ判事は次のように説明している。

「レイシャルプロファイリングは、それによって引き起こされた警察の行為が、人種に基づく否定的なステレオタイプに頼らずに正当化できるかどうかにかかわらず、不適切である。例えば、スピード違反の車両をみた警察官が、運転手の肌の色を理由の一部として車両を停止することを決めた場合、車両のスピードがその行動を正当化する可能性があるとしても、それはレイシャル・プロファイリングに該当する（ブラウン 対 ダラム地方警察，1998 年，1998 CanLII 7198 (ON CA)，131 C.C.C. (3d) 1（オンタリオ州控訴裁判所））。【強調追加】

[60] レイシャルプロファイリングを合理的な疑いまたは合理的な根拠の欠如と関連付ける判例は、「人種や人種に関する固定観念に基づく警察活動は、それ自体、定義上、客観的に合理的な判断ではないという原則」の文脈で理解されるべきである。たとえば、カナダ女王陛下 対 ブラウン判決の第 10 段落において、モーデン判事はブラウン 対 ダラム地方警察の判例を引用し、「警察官が個人の肌の色（またはその他の差別的な理由）に基づいてその個人を停止させる場合、その目的は不適切であり、明らかに合理的な説明可能な理由（articulable cause）とはならない」と説明している（引用省略）。

[61] 同様に、ボンバルディア判決の第 33 段落は、「人種または人種的ステレオタイプに依拠して下された決定は、その決定の合理的な根拠とはならない」という立場と一致していると解釈する。レ判決において、ブラウン判事およびマーティン判事は、ボンバルディアの第 33 段落を引用した後、「レイシャルプロファイリングに基づく拘束は、本質的に合理的な疑いに基づくものではない」と述べている（第 78 段落参照）。

[62] 私の見解では、決定が人種または人種的ステレオタイプのみに、あるいは主に動機付けられている必要はなく、それでもなお「人種または人種的ステレオタイプに基づく」とみなされることは自明である。容疑者の選定または対象者の扱いにおいて、人種や人種的ステレオタイプに関する不適切な考えが関与している場合、その決定が合理的であると装うことはできない。その決定は不適切な思考によって汚染されており、容疑者の選定や対象者の扱いに適用される法的基準を満たすことはできない。

[63] 端的に言えば、カナダ女王陛下 対 ブラウンの第 11 段落およびボンバルディアの第 33 段落などの記述は、レおよびピート判決で受け入れられた立場と完全に一致している。容疑者の選定または対象者の扱いにおいて、いかなる程度でも人種または人種的ステレオタイプが使用された場合、合理的な疑いまたは合理的な根拠は存在しない。その決定はレイシャルプロファイリングに該当する。

[64] この結論は、合理性とは何かという問題を脇に置いたとしても理にかなっている。客観的な考慮事項が、人種または人種的ステレオタイプへの不適切な主観的依拠を打ち消すことができるならば、これらの法的基準における主観的要素は無視されることになる。それは許されるべきではない。最近のカナダ女王陛下 対 ライ，2019 ONCA 420，第 29-30 段落で説明されたように、関連する法的基準の主観的要素は、警察が正当な目的で行動し、自らの法的権限に意識

を向けることを確保する上で重要な役割を果たしている（カナダ女王陛下 対 カスレイク，1998 CanLII 838 (SCC)，[1998] 1 S.C.R. 51，第 27 段落も参照）。警察官が人種または人種的ステレオタイプによる影響を受けて意思決定を行う場合にその権限を行使することを許す法体系には、称賛すべき点はほとんどない。

[65] さらに、人種または人種的ステレオタイプが意思決定に影響を与えたとしても、その決定に合理的な根拠が存在する限り、レイシャルプロファイリングが発生しないとする立場は、関連する他の重要な利益を損なうことになる。ピート判決の第 91 および 93 段落で、ドハーティ判事はレイシャルプロファイリングが「なぜ誤りであるか」を簡潔に説明している。それは「平等と人間の尊厳という基本的概念に反する」ものである。これは、資源を誤った方向に向け、コミュニティのメンバーを疎外することで効果的な警察活動を損なうだけでなく、「否定的で破壊的な人種の固定概念を助長する」。平等と人間の尊厳に対する侵害を含むこの害悪は、権限を持つ者の意思決定が人種や人種に関する固定概念によって汚染されるときはいつでも生じる。

[66] 要するに、レイシャルプロファイリングには 2 つの要素がある。第一は態度的要素であり、権限を持つ者が、犯罪傾向や危険性の特定において人種または人種的ステレオタイプが関連すると受け入れることである。第二は因果関係の要素であり、この人種に基づく考え方が、権限を持つ者による容疑者の選定または対象者の扱いにおける意思決定に、意識的または無意識的に、いかなる程度でも動機付けまたは影響を与える必要がある。

[67] 第一審裁判官は、レイシャルプロファイリングに関する判断において 2 つの誤りを犯した。いずれも因果関係の要素に関連している。第一に、クレイトン巡査による差別的発言は逮捕の決定が既に下された後に行われたため、レイシャルプロファイリングの認定を支持する根拠にならないと誤って考えたこと。第二に、ダディ氏の逮捕を正当化する合理的な根拠があったと裁判官が感じたことに不当に重きを置いたことである。

[68] まず、レイシャルプロファイリングに関連する裁判官の認定から始めるべきである。裁判官の判断を読む限り、クレイトン巡査の行動が態度的要素は満たしていると認定したが、因果関係の要素は満たしていないと判断した。したがって、裁判官はレイシャルプロファイリングは発生しなかったと結論づけた。

[69] 便宜上、裁判官がレイシャルプロファイリングの主張について行った簡潔な分析を再掲する。

「『別のブラウン系の麻薬売人』という発言は、クレイトン巡査にとって好ましい印象を与えるものではない。その表現を使用した理由についての彼の説明は説得力がない。しかしながら、この発言は、彼がダディ氏を逮捕する根拠があると正当に信じるに足る情報を得た後、かつショッピングモールでのダディ氏の行動に対する正当な関心を持った後に行われたものである。言い換えれば、この発言には人種的思考の示唆が含まれているものの、それが拙速または不適切な行動を引き起こすことはなかった。」

[70] ご覧の通り、裁判官はクレイトン巡査がレイシャルプロファイリングの態度的要素を満たしていると明示的には認定していない。しかし、その認定は裁判官の推論の中で暗黙的に示されている。

[71] クレイトン巡査は、「いや、別のブラウン系の麻薬売人だ」と発言した際、最初の監視対象とは別の麻薬売人であり、その人物がブラウン系の男性であったことを単に述べただけだと証言した。しかし、裁判官はこの無害な説明には「説得力がない」と認定し、その発言が「クレイトン巡査に好意的なものではない」と結論づけた。これらの判断から明らかなのは、裁判官がクレイトン巡査が意識的または無意識的に人種的ステレオタイプを抱いていたと認定したことである。同様に、裁判官は、この発言が人種と犯罪を結びつける不適切なステレオタイプを反映していると結論づけたことも明白である。裁判官は「発言に内在する人種的思考の示唆」という穏やかな表現を用いたものの、その認定の唯一合理的な解釈は、クレイトン巡査が「ブラウン系の肌と麻薬取引の間に関連性がある」と信じていたことを示している。

[72] しかし、第一審裁判官は、この態度がクレイトン巡査によるダディ氏の逮捕決定に寄与したとまでは認定しなかった。裁判官は「この態度が拙速または不適切な行動を引き起こしたわけではない」と述べた。

[73] 適切な事案において、第一審裁判官が警察官の意識的または無意識的な差別的態度が示されたとしても、その態度が実際の意思決定に影響を与えなかったと認定することは可能である。レ判決の第 80 段落でブラウン判事およびマーティン判事が指摘したように、「第一審裁判官が、しばしば発生する事象（すなわちレイシャルプロファイリング）が、当該事件では実際には発生しなかったと判断することは依然として可能である」。したがって、もし適切な過程を経て導かれたものであれば、裁判官の認定に干渉するつもりはなかった。しかし、今回の事例では、この認定は適切に導かれたものではなかった。

[74] まず、裁判官は、問題の発言がダディ氏の逮捕決定後に行われたという事実、すなわちそのタイミングに不当に重点を置いた。

[75] この考え方の問題を理解するためには、レイシャルプロファイリングが証明するのが困難であり、かつ有害であることを認識することが役立つ。ピート判決の第 95 段落でドハーティ判事が指摘したように、

「レイシャルプロファイリングは、直接的な証拠によって証明されることはほとんどない。むしろ、それはレイシャルプロファイリングの産物であるとされる警察行動を取り巻く状況から推論されなければならない。」

[76] これにより、裁判官は警察行動を取り巻くすべての状況を考慮する必要がある。しかし、第一審裁判官は、発言のタイミングがその影響力を弱めたため、これを十分に考慮しなかった。

[77] 弁論中、裁判官はダディ氏の弁護人に対して、「その問題の発言をどのようにしてショッピングモールでの出来事に結び付けることができるのか明確ではない」と述べた。その後、裁判官は、発言が逮捕の根拠となる観察の後に行われたことを理由の一つとして、レイシャルプロファイリングは立証されなかったと結論づけた。

[78] 裁判官がこのように警察官の発言を切り離して考慮したことは誤りであった。カナダ女王陛下 対 ホワイト, 2011 SCC 13, [2011] 1 S.C.R. 433 の判例が示すように、被告人の事後的な行動がその前の精神状態を示す重要な状況証拠となることは確立されている。同様に、警察官の精神状態が重要な争点である場合、その後の関連する行動や発言も、当該警察官の以前の精神状態の状況証拠として使用できる。本件では、この発言は態度や信念を反映しており、そのような態度や信念は瞬間的に現れて消えるものではなく、持続するものである。これは重要な状況であり、発言が問題の決定の直後に行われた場合でも関連性を持ち続ける。事案に関連する証拠によって、警察官が当時保持していた意識的または無意識的な差別的態度や信念が明らかになった場合、裁判官はそれらの態度や信念が意思決定に寄与した可能性を慎重に検討しなければならない。この分析は、事案のすべての状況を詳細に検討することによってのみ適切に行うことができる。

[79] ここで、レイシャルプロファイリングと一致する他の証拠も存在した。ダディ氏は有色人種であり、高級車を運転していたことはレイシャルプロファイリングの既知のリスク要因である（カナダ女王陛下 対 スミス, 2015 ONSC 3548, 338 C.R.R. (2d) 1, 第182-183段落参照；カナダ女王陛下 対 カーン, 2004 CanLII 66305 (ON SC), 189 C.C.C. (3d) 49（オンタリオ州高等裁判所）, 第68段落参照）。クレイトン巡査は、ダディ氏が監視対象者ではないことを認識してから約60秒以内に、彼の疑わしい行動を説明する際に肌の色について言及した。また、クレイトン巡査は釈放条件の確認を完了する前に拙速にダディ氏の逮捕を決定した。これらの特徴が、当時のクレイトン巡査がレイシャルプロファイリングを行っていたことを必然的に示すわけではないが、レイシャルプロファイリングと一致するものである。裁判官は、「ブラウン系の麻薬売人」という発言に反映された態度が、ダディ氏の逮捕決定に影響を与えた可能性について、これらの事実にもっと注目すべきであった。

[80] さらに、裁判官はこの発言に関するクレイトン巡査の説明を信用できないと認定した。カナダ女王陛下 対 ブラウン判決の第45段落でモーデン判事は次のように述べている。

「拘束に関連する状況がレイシャルプロファイリングの現象と一致し、警察官が被告人に注目した理由について虚偽を述べていると裁判所が推論する根拠を提供する場合、その記録は拘束がレイシャルプロファイリングに基づいていたと認定する根拠となり得る。この方法でレイシャルプロファイリングが証明され得ることを私は認める。」

[81] もちろん、本件において第一審裁判官は、クレイトン巡査がダディ氏に注目した理由について直接的に虚偽を述べたと認定したわけではない。しかし、裁判官はクレイトン巡査が逮捕過程で差別的思考を示す発言を行った理由について、信用できない証言をしたと認定した。裁

判官は、この発言が人種差別的でないと主張する巡査の否定が、実際にはその意思決定過程に関与した思考を隠蔽する試みであったかどうかを検討すべきであった。

[82] また、裁判官は合理的根拠の存在に過剰な重きを置いて、レイシャルプロファイリングの認定を否定する誤りを犯した。

[83] 裁判官は、発言のタイミングに依拠したことに加え、警察官が「ダディ氏を逮捕する合理的な根拠があると正当に信じるに足る情報を持っていた」こと、さらに「ダディ氏のショッピングモールでの行動が正当に関心を引いた」ことを理由に、レイシャルプロファイリングの主張を退けた。裁判官はさらに、「言い換えれば、その発言に内在する人種的思考の示唆が拙速または不適切な行動を引き起こしたわけではない」と述べた。

[84] 私は裁判官が「言い換えれば」という表現を使用したことに懸念を抱く。この表現は、合理的根拠の存在と、「発言に内在する人種的思考の示唆」が不適切な行動を引き起こさなかったという結論を同一視している。しかし、この二つの間に直接的な関係は存在しない。合理的根拠の存在は、レイシャルプロファイリングを否定する証拠にはならない。

[85] 確かに、ストラスィ首席控訴裁判官は、カナダ女王陛下 対 サファルザデ・マルカリ, 2014 ONCA 627, 122 O.R. (3d) 97, 第 20 段落 (別の理由で 2016 SCC 14, [2016] 1 S.C.R. 180 で支持) において、「拘束の客観的根拠が欠如している場合、または根拠が捏造されている場合、その拘束が人種の動機に基づいていると推論される可能性がある」と述べている。同様に、客観的根拠の存在は、拘束の決定に対する無害な代替説明を提供する上で関連性があることは間違いない。しかし、第一審裁判官はこの点を過剰に強調した。客観的根拠の存在は、レイシャルプロファイリングの認定を損なうものではない。先に述べたように、レイシャルプロファイリングは、「そのレイシャルプロファイリングによって引き起こされた警察の行為が、人種に基づく否定的なステレオタイプに頼らずとも正当化できる場合であっても」存在し得る (ピート判決、第 91 段落参照)。

[86] 明確にしておくが、私は本件でレイシャルプロファイリングが発生したと認定するつもりはない。ただ、第一審裁判官によるレイシャルプロファイリングの分析に誤りがあったとの見解を示しているにすぎない。

B. 第一審裁判官は憲章第 24 条第 2 項の分析において誤りを犯した

[87] ダディ氏はまた、第一審裁判官が憲章第 24 条第 2 項の分析において誤りを犯したと主張している。控訴審において、検察側は第一審裁判官による第 24 条第 2 項の分析が不十分であったことを認めた。具体的には、裁判官は「グラント基準のいずれも証拠排除を支持するものではない」と誤って信じていた。検察側は、カナダ女王陛下 対 グラントの判例に基づき、証拠排除を支持する考慮事項が存在することについてダディ氏と意見を同じくしている。また、裁判官が適切なバランス評価を行ったことを示すことができなかったことも認めた。

[88] 検察側は、裁判所が第 24 条第 2 項の分析を行い、その証拠の採用が司法制度の信用を損なうことにはならないと認定することで、これらの欠陥を是正するよう求めた。しかし、我々は検察側の要請を受け入れることはできない。仮にレイシャルプロファイリングが発生した場合、それは違反の重大性を高める加重要素である（カナダ女王陛下 対 リ, 第 78 段落参照）。ダディ氏が控訴審で主張したように、レイシャルプロファイリングが存在しない場合でも、恣意的な拘束を行う過程で発生したレイシャルプロファイリングに至らない人種的不適切な行為が違反の重大性を高める可能性があるかもしれないが、この主張は第一審裁判官の前で議論されなかったため、ここでは結論を下さない。重要な点は、新たな公判に関連するすべての状況が明らかにされ、適切な第 24 条第 2 項の決定が下されるまで、証拠の採用が司法制度の信用を損なうかどうかを判断することはできないということである。

[89] 新たな裁判が必要であるため、第一審裁判官の憲章第 24 条第 2 項の決定において、控訴審で適切に提起された 2 つの問題点を指摘することが有益である。

[90] まず、ダディ氏の逮捕前に「より深く調査」しなかった警察官の過失が「過失または注意義務違反の軽微な範囲に近い」とする第一審裁判官の認定を受け入れることはできない。この結論は、原則的な誤りを反映している。連続体は善意から悪意までの範囲を示すものであり、過失や注意義務違反はそのいずれの端にも該当しない。レ判決の第 143 段落で、ブラウン判事およびマーティン判事は、善意とは「憲章基準を満たす上での単なる過失を指摘することによって示されるものではない」と述べており、裁判所は憲章基準を満たさない結果として得られた証拠から距離を置く必要がある場合がある。本件で示された警察官の過失は、善意からはかけ離れており、実際には違反の悪意的側面に近い（カナダ女王陛下 対 モレツリ, 2010 SCC 8, [2010] 1 S.C.R. 253, 第 100-103 段落参照；カナダ女王陛下 対 ディロン, 2010 ONCA 582, 260 C.C.C. (3d) 53, 第 49-51 段落参照；カナダ女王陛下 対 バーク, 2009 QCCA 85, 312 D.L.R. (4th) 196, 第 76-82 段落参照（別の理由で 2009 SCC 57, [2009] 3 S.C.R. 566 で支持））。

[91] 次に、第一審裁判官が、たとえ警察官が携帯電話所持禁止が変更されたことを知っていたとしても、道路交通法の権限の下でダディ氏を停止できたとする見解には同意できない。この点についてはダディ氏の主張に賛同する。仮に警察が麻薬捜査のために道路交通法を利用して追跡した場合、それは憲章に反する形式的な停止（pretence stop）である（カナダ女王陛下 対 ハリス, 2007 ONCA 574, 225 C.C.C. (3d) 193, 第 30-32, 63 段落参照；ブラウン 対 ダラム地方警察, 第 31, 38-39 段落参照）。

[92] また、第一審裁判官が信じたように、ダディ氏が所持していた携帯電話が新しい誓約条件に適合しているかどうかを確認するために停止させることもできなかった。警察官には、ダディ氏が所持していた携帯電話が新しい誓約条件に適合していないと信じる根拠は存在しなかった。無作為に確認するために停止させた場合、それは恣意的な拘束となる。

【結論】

[93] 指摘した法的誤りを考慮し、私は上訴を認め、有罪判決を破棄し、新たな裁判を命じる。

判決日：2019年8月22日

「デイビッド・M・パチオッコ判事」

「同意する。デイビッド・ワット判事」

「同意する。ゲイリー・トロッター判事」

翻訳：弁護士 井桁大介（下訳は ChatGPT 4o を利用した。）